

災害に強いまちにするための取り組みを紹介します

〇“みんなで備える流域治水”を進めます

近年、想定を上回る規模の洪水が発生しています。流域治水とは、水害を軽減させるため、河川の流域全体のあらゆる関係者(国、県、市、企業、住民等)が協働し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組むことです。本市では以下の支援を行っています。

名称	雨水浸透ます設置補助金	土砂災害移転促進事業	がけ地近接等危険住宅移転事業	まちなか再生プロジェクト
補助内容	家の新築、購入、リフォーム等や現在お住まいの住宅に雨水浸透ますを設置する際の一部補助 	土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の住宅移転に伴う移転経費の一部補助 	災害危険区域等の区域内に居住する住民の住宅移転に関する一部補助(要件、上限あり) 	一定規模のにぎわい施設を建築することを要件に、解体から建て替えに係る費用を一部補助 ※水害時でも建物の機能が確保されるよう、電気施設等の浸水対策を図ることを条件の一つとしています。 
イメージ図				

〇防災指針について【熊本市立地適正化計画】

本市では、現在の暮らしやすさを、人口減少・超高齢社会においても維持するため、住宅や日常生活に必要な施設を誘導する区域等を示した「立地適正化計画」を策定しています。本計画では、地域の災害リスクを明らかにし、防災の視点も取り入れたまちづくりを進めるための取組方針等を「防災指針」としてとりまとめています。(令和3年3月)

この機会にお住まいの地域の災害リスクを確認し、今後とるべき行動や取り組みの検討に活用ください。

市ホームページ



〇がけ地・斜面の異常をお知らせください!

本市における「がけ地や斜面の異常」に関する情報を広く集めるため、市公式LINEで通報できるようにしています。

自宅の周り等でがけ地や斜面の異常などを発見された場合には、協力をお願いします。
※LINEアプリの位置情報機能を利用して場所を特定するため、発見場所で通報してください。

市公式LINE



(都市政策課 ☎096-328-2502) (河川課 ☎096-328-2571) (都市安全課 ☎096-328-2966)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

■支給対象世帯

- ① 世帯全員の令和4年度の市町村民税均等割が非課税である世帯 **(R4住民税非課税世帯)**
 - ② 世帯全員の令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯(①を除く) **(R5住民税非課税世帯)**
 - ③ ①・②のほか、予期せず令和5年1月以降の家計が急変し、①・②の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 **(R5家計急変世帯)**
- ※基準日:①・②は令和5年5月1日時点の住民票上の世帯、③は申請日時点の住民票上の世帯

支給額

1世帯当たり3万円
(支給は1回限りです)

■申請方法等

【R4住民税非課税世帯】 手続き不要

- ①のうち令和4年度に支給された電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)を受給された世帯には支給のお知らせを5月下旬から順次発送します。
※辞退または振込先の変更を希望する場合は、コールセンターまで連絡してください。

【R5住民税非課税世帯・家計急変世帯】

7月中旬から順次申請書類を発送および受付を開始しますので、今しばらくお待ちください。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎096-355-8866

午前9時～午後5時(土日祝及び年末年始を除く)

詳細は市ホームページでご確認ください。市ホームページはこちら➡



「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国給付金)」および「熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」

■支給対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 **【手続き不要】**
- ② 公的年金等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 **【手続き必要】**(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方 **【手続き必要】**
- ④ 熊本市から「令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」を受給した方 **【手続き不要】**
- ⑤ 上記④のほか、平成17年4月2日(特別児童扶養手当支給対象児童については平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する父母等であって、基準日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方 **【手続き必要】**

■支給額

- 国給付金…児童一人当たり 5万円
- 県給付金…一世帯あたり 2万円(対象児童のうち、二人目以降の児童一人あたり5千円)

■申請方法

- 【手続き不要】** 支給対象者①の方(5月中旬に市から支給のお知らせを発送します。)
- 支給対象者④の方(6月初旬に市から支給のお知らせを発送します。)
- 【手続き必要】** 支給対象者②、③、⑤の方(国から詳細が示され次第、ホームページでお知らせいたします。)

熊本市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

☎096-328-7333

午前9時～午後5時(土日祝及び年末年始を除く)

詳細は市ホームページでご確認ください。市ホームページはこちら➡

